

表記に関する規定

平成30年4月29日

表記に関する規定を次のとおり定める。

第1条 (連盟の名称)

この連盟は「四国吹奏楽連盟」と表記し、「四国吹連」と略記することもできる。

2 この連盟の英字表記「Shikoku Band Association」とする。

第2条 (表記の専有)

この連盟と組織上関係のない他の団体が「四国吹奏楽連盟」・「四国吹連」の表記を用いることを承認しない。

第3条 (後援、協賛、推薦)

他の団体が主催する事業で、この連盟の後援あるいは協賛・推薦を申請された場合には、理事長は別表1の基準に従い、その承認の可否を決定する。

2 理事長は、この連盟の後援あるいは協賛・推薦を申請された場合に、その承認の可否を理事会の議決に委ねることができる。

< 別表1 >

1	この連盟の規約に定める目的にかなった事業であること
2	この連盟の維持会員などが主催する事業であること
3	他の法人または公共団体などの主催事業である場合は、実績と社会的信用のある団体の事業であること
4	その事業の対象および目的が全国的あるいは国際的な規模のものであること
5	推薦はその対象に専門的な審議を経て優秀と認められたものであること

第4条 (象徴徽章)

この連盟を象徴する徽章を右図のとおり定める。



2 この吹連マークはこの連盟、あるいはこの連盟の理事長の承認による者のほかは使用することができない。

3 この連盟を象徴する連盟旗・ペナントなどの図案には原則としてこのマークを使用するものとする。

第5条 (付則)

この規定は理事会の議決を経なければ変更することができない。

2 この規定は平成30年4月29日より施行する。